

敷地調査・道路相談・建築相談をされる皆様へ

## 敷地調査・道路相談・建築相談についてのお知らせ

敷地調査・建築相談・道路相談の問い合わせが非常に多くなっております。  
そのため、相談者への回答に時間がかかるなど、ご不便をおかけしています。

相談に関しては、別紙「相談票」に相談内容を記入し、提出いただく場合がございます。また、お待ちいただいてもその場で回答できない場合がございます。後日（一週間後程度かかります）の回答としますので、あらかじめご了承ください。

また、確認申請の事前相談に関しては、申請先の民間指定確認検査機関の活用をお願いします。

## 敷地調査で来庁する前に

敷地調査については、ホームページで公開している情報もございますので、そちらで確認いただくようお願いいたします。

- 用地地域・建ぺい率・容積率・地区計画・防火準防火地域については、都市計画課でご確認ください
- 建築協定・建築物の高さの限度・斜線制限・日影規制については、裏面をご確認ください。
- 建築計画概要書の閲覧には、登記簿謄本等の建築物情報が確認できる書類をお持ちください。なお、閲覧できる概要書は、建築確認申請が昭和 46 年 1 月以降のもので、現存する建築物に限ります。
- 建築台帳記載事項証明は、認印・手数料 300 円が必要となります。
- 擁壁の安全性や状況確認等については、建築士等専門家へご相談ください。なお、擁壁の建築確認情報についても、図面が存在しない為確認できません。

## 道路相談について

はじめに、定住促進課窓口前に備え付けの「塩竈市建築基準法道路網図」をご確認ください。国道・県道・市道の場合は、それぞれの道路管理者（市道については土木課）にお問い合わせください。なお、幅員 4 m 以上であれば、建築基準法 42 条 1 項 1 号の道路となります。

道路網図について不明な場合は、定住促進課窓口でご相談ください。相談の結果、道路判定に調査を要する場合は、関係書類を添えて、別紙「相談票」を提出してください。

## 建築相談について

建築計画の事前相談は、具体的相談の内容や相談者の考えを整理の上、関係図面を添えて、別紙「相談票」を提出してください。

